

通所型サービス（A7：介護予防短時間通所サービス） 算定例

P1 『介護予防短時間通所サービス』の算定ポイント

P3 A7 介護予防短時間通所サービス（基準緩和サービス）算定例

P6 通所型サービスQ&A 抜粋

川崎市総合事業サービスコード表（令和3年10月版）
サービスコード単位数表マスタ（csvファイル）は、
別途、川崎市のホームページに掲載しております。
また、ホームページに掲載のQ&Aもご活用ください。

『介護予防短時間通所サービス』の算定ポイント

★1回あたりのサービス単位となります。

★送迎・入浴について、日々の利用者の状況変化や利用者の希望による選択を可能とし、提供者の実施に応じた単位数となります。

★1回あたりサービスの、1提供月の利用回数は

- ・事業対象者、要支援1は最大5回まで
- ・要支援2は最大10回まで

となります。

★利用負担割合(1割・2割・3割)ごとに請求するサービスコードが異なります。

★月途中で変更事由が発生した場合（転居や区分変更等）は、変更前後のそれぞれの区分の期間について、計画上位置づけられた回数に応じて算定してください。

※ただし、その月にサービス提供がない場合は算定できません。

★月途中で、事業対象者・要支援1⇔要支援2となった場合、当該月においては重たい方の区分(要支援2)の最大提供回数10回の範囲内で提供(計画)が可能です。

（通所型サービス（基準緩和サービス(A7)） 単位数と算定回数）

	事業対象者、要支援1
送迎・入浴なし/回（5回まで）	143単位×1～5回（単位数×回数）
送迎のみ/回（5回まで）	237単位×1～5回（単位数×回数）
入浴のみ/回（5回まで）	193単位×1～5回（単位数×回数）
送迎・入浴あり/回（5回まで）	287単位×1～5回（単位数×回数）
	要支援2
送迎・入浴なし/回（10回まで）	149単位×1～10回（単位数×回数）
送迎のみ/回（10回まで）	243単位×1～10回（単位数×回数）
入浴のみ/回（10回まで）	199単位×1～10回（単位数×回数）
送迎・入浴あり/回（10回まで）	293単位×1～10回（単位数×回数）

A7 介護予防短時間通所サービス（基準緩和サービス）算定例

（介護予防短時間通所サービス「1回～5回/月」のサービス提供（計画））

・・・事業対象者、要支援1（負担割合1割）

（例1）『事業対象者』または『要支援1』の方で、5回すべて「送迎・入浴なし」

サービスコード： A7 1101（短時間通所サービス1(90)）

単位数： 143単位

回数： 5回

サービス単位数： 715単位(143単位×5回)

（例2）『事業対象者』または『要支援1』の方で、3回すべて「送迎のみあり」

サービスコード： A7 1103（短時間通所サービス1（送迎）(90)）

単位数： 237単位

回数： 3回

サービス単位数： 711単位(237単位×3回)

（例3）『事業対象者』または『要支援1』の方で、

4回のうち、2回は「送迎のみあり」、2回は「送迎・入浴あり」

1. 2回は「送迎のみ」

サービスコード： A7 1103（短時間通所サービス1（送迎）(90)）

単位数： 237単位

回数： 2回

サービス単位数： 474単位(237単位×2回)

2. 2回は「送迎・入浴あり」

サービスコード： A7 1107（短時間通所サービス1（送迎・入浴）(90)）

単位数： 287単位

回数： 2回

サービス単位数： 574単位(287単位×2回)

3. 1+2=A7合計 1,048単位(474単位+574単位)

（介護予防短時間通所サービス「1回～10回/月」のサービス提供（計画））
・・・要支援 2（負担割合 2割）

（例 1）『要支援 2』の方で、

10回すべて「送迎・入浴あり」

サービスコード： A7 1208（短時間通所サービス 2（送迎・入浴）80）

単位数： 293単位

回数： 10回

サービス単位数： 2,930単位（293単位×10回）

（例 2）『要支援 2』の方で、7回すべて「送迎のみあり」

サービスコード： A7 1204（短時間通所サービス 2（送迎）80）

単位数： 243単位

回数： 7回

サービス単位数： 1,701単位（243単位×7回）

（例 3）『要支援 2』の方で、9回のうち、8回は「送迎のみあり」、1回は「送迎・入浴あり」

1. 8回は「送迎のみ」

サービスコード： A7 1204（短時間通所サービス 2（送迎）80）

単位数： 243単位

回数： 8回

サービス単位数： 1,944単位（243単位×8回）

2. 1回は「送迎・入浴あり」

サービスコード： A7 1208（短時間通所サービス 2（送迎・入浴）80）

単位数： 293単位

回数： 1回

サービス単位数： 293単位（293単位×1回）

3. 1+2=A7合計 2,237単位（1,944単位+293単位）

（介護予防短時間通所サービス「1回～5回/月」のサービス提供（計画））
・・・事業対象者、要支援1（負担割合3割）

（例3）『事業対象者』または『要支援1』の方で、

4回のうち、2回は「送迎のみあり」、2回は「送迎・入浴あり」

1. 2回は「送迎のみ」

サービスコード： A7 1313（短時間通所サービス1（送迎）（70））

単位数： 237単位

回数： 2回

サービス単位数： 474単位（237単位×2回）

2. 2回は「送迎・入浴あり」

サービスコード： A7 1317（短時間通所サービス1（送迎・入浴）（70））

単位数： 287単位

回数： 2回

サービス単位数： 574単位（287単位×2回）

3. 1+2=A7合計 1,048単位（474単位+574単位）

（介護予防短時間通所サービス「1回～10回/月」のサービス提供（計画））
・・・要支援2（負担割合3割）

（例3）『要支援2』の方で、9回のうち、8回は「送迎のみあり」、1回は「送迎・入浴あり」

1. 8回は「送迎のみ」

サービスコード： A7 1323（短時間通所サービス2（送迎）（70））

単位数： 243単位

回数： 8回

サービス単位数： 1,944単位（243単位×8回）

2. 1回は「送迎・入浴あり」

サービスコード： A7 1327（短時間通所サービス2（送迎・入浴）（70））

単位数： 293単位

回数： 1回

サービス単位数： 293単位（293単位×1回）

3. 1+2=A7合計 2,237単位（1,944単位+293単位）

通所型サービス Q&A 抜粋

問6-4 総合事業の通所型サービスについては、1回あたりのサービス単位が新設されるとあるが、当初、月4回を計画していたものの、月途中で状況が変化して月2回サービス提供となった場合の取扱いはどのようにすればよいか。

状況変化に応じて、提供回数を適宜、変更することとなります。なお、その際、報酬算定については、介護予防通所介護同様、月の途中で変更する必要はありません。

ただし、『該当する月にサービス利用実績がなかった場合』は、その月の報酬算定を行うことはできません。

なお、状況の変化が著しい場合については、翌月以降のケアプランの見直しを検討することとなります。

問6-5 総合事業の通所型サービスについては、1回あたりのサービス単位が新設されるとあるが、当初、月4回を計画していたものの、本人の都合等で月2回サービス提供となった場合の取扱いはどのようにすればよいか。

本人の都合により、サービス提供ができなかった場合でも報酬算定については介護予防通所介護同様、月の途中で変更する必要はありません。

ただし、『該当する月にサービス利用実績がなかった場合』は、その月の報酬算定を行うことはできません。

問6-7 現行相当サービス (A6) と基準緩和サービス (A7) との組み合わせによる提供は可能か。

1月単位で現行相当サービス (A6) または基準緩和サービス (A7) のいずれかを選択する必要があります。